

速度取締り指針

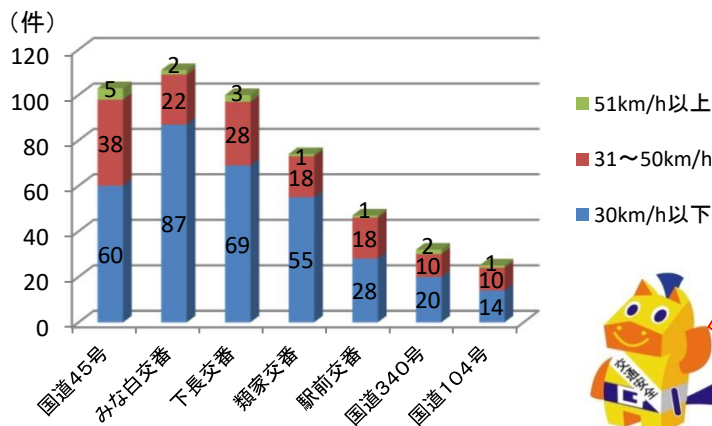
八戸警察署の速度取締り重点路線・区域

重点路線等	区 域	規制速度
国道45号	妙・河原木地区	50・60 km/h
みなと白銀地区	湊町・湊高台・白銀・大久保地区	40 km/h
類家地区	類家・田向地区	40 km/h
駅前地区	長苗代・櫛引地区	40 km/h
下長地区	下長・河原木・長苗代地区	30・40 km/h

※ 重点路線・地区以外の場所でも、取締りを実施することがあります。

八戸警察署管内の交通事故実態(過去3年・1月～6月分)

主な路線・交番管内の危険認知速度別の交通人身事故件数



●危険認知速度とは…

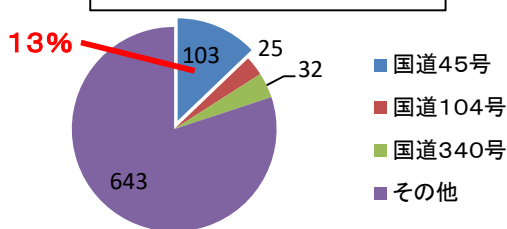
相手を認め、危険を感じたときの速度で、速いほど死亡率が高くなります。

●国道45号、みなと白交番管内、下長交番管内、類家交番管内では、交通人身事故件数が多い傾向にあります。

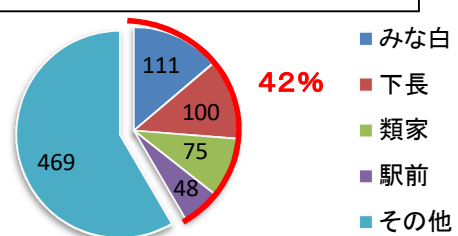
●交番管内別では、みなと白交番管内、下長交番管内で、危険認知速度が51km/h以上の交通人身事故がやや多い傾向にあります。



路線別交通人身事故件数



交番管内別交通人身事故件数



八戸警察署の管内で発生した交通人身事故のうち、重点路線・重点地区が占める割合は
路線別では約13%、地区別では約42%
となっています。

- 当署管内では、過去3年間の1月から6月までの間、死亡事故が11件発生しました。
- 事故の発生時間帯を見ると、午前6時から午後6時までの間に全体の約8割の交通事故が発生しています。
- 当署では、速度違反の他、重大事故の原因となる飲酒運転や横断歩行者妨害等の取締りを強化しています。

※みなと白交番: みなと白銀交番の略称